消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

令　和　５　年　10　月　５　日

消費者安全法に基づく重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンク登録について

消費者安全法第12条第２項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、事故情報データバンクに登録することとしましたので、お知らせします。

１．事故情報

（1）事故情報（下記(2)(3)を除く）

	事故発生日	製品名等	事故内容	発生都道府県
1	令和4年9月30日	医療サービス（美容）	皮膚科において、医療脱毛の施術を受けたところ、腕に熱傷を負った。	千葉県
2	令和5年7月8日	医療サービス（鍼灸）	鍼灸の施術を受けたところ、背中にⅡ度の熱傷。	東京都
3	令和5年9月13日	障害福祉サービス	障害者入所施設において、職員が確認せずに他の利用者の薬を与えてしまい、利用者が薬を誤服用。	宮城県
4	令和5年6月6日	介護サービス	デイサービスの送迎において、送迎車がブレーキをかけた際に、利用者が車椅子ごと後方へ転倒し、後頭部打撲、脳震盪を負う。	東京都
5	令和5年6月12日	医療サービス（美容）	クリニックにおいて、全身脱毛の施術のため笑気麻酔を行ったところ、不穏状態となり、救急搬送。笑気中毒と診断。	東京都
6	令和5年6月18日	その他のサービス（エステ）	エステ店において、痩身エステの施術後に頭痛を発症し、救急搬送。熱中症と診断。	東京都
7	令和5年7月11日	障害福祉サービス	障害者支援施設において、利用者を移動用ストレッチャーからベッドへ移動したところ、当該利用者が転落しそうになった際に、後頭部を打撲し裂傷を負う。職員は、移動時に当該ストレッチャーと当該ベッドの間に移乗用の板を置かなかった等、移動時の安全確認を実施せず、手順を守っていなかった。	宮城県
8	令和5年8月12日	障害福祉サービス	障害者支援施設において、職員が利用者の排泄介助中に当該利用者から目を離したところ、当該利用者が自身の陰嚢をつかみ、負傷。当該利用者は以前から同様の行為が見られ、通常、介護ミトンを装着させる等の対応をしていたが、このときは対応をしていなかった。	宮城県
9	令和5年6月19日	障害福祉サービス	障害者支援施設において、利用者に体調不良があったため気管支鏡検査をしたところ、当該利用者の気管内から医療器具の一部が発見、摘出された。職員は当該医療器具の使用方法を十分理解せずに使用したため、当該医療器具が切断され、当該利用者が誤飲したと考えられる。	宮城県
10	令和5年6月30日	介護サービス	デイサービスの送迎において、送迎車を発進した際に、利用者が車椅子ごと後方へ転倒し、頭部打撲、頸椎捻挫を負う。当該送迎車の職員は、当該車椅子を当該送迎車の固定バーに固定することを忘れていた。	島根県
11	令和5年9月27日	小学校のエレベーター	小学校の校内エレベーターに生徒44名が閉じ込められ、うち2名が当該エレベータードア開放後に体調不良を訴え、救急搬送。	静岡県
12	令和5年5月11日	健康食品	健康食品を摂取したところ、急激な肝障害を発症。	山形県
13	令和5年9月5日	保育サービス	保育施設において、園外に出た幼児を住民が路上で発見・保護。当時、当該施設の玄関及び通用門は施錠されていたが、当該幼児が容易に開けることができるものであった。	東京都

14	令和5年4月6日	介護サービス	介護施設において、職員が名前を読みあげ確認せずに他の利用者の薬を与えてしまい、利用者が当該薬を誤飲した。	埼玉県
15	令和5年3月19日	介護サービス	介護施設において、認知症の利用者が施設外に出て行方不明となり、その後当該施設近くで発見・保護。当時、当該施設の玄関は施錠されておらず、また、当該利用者は徘徊の可能性があったが職員は当該利用者への注意が不足していた。	埼玉県

(2) 事故情報(食中毒情報)

	事故発生日	原因施設・原因食品	病因物質	発生都道府県
1	令和5年9月13日	飲食店(提供日不明の食事)	サルモネラ属菌	大阪府
2	令和5年9月18日	飲食店(9月18日の弁当)	サルモネラ属菌	三重県
3	令和5年9月	飲食店(9月15日の食事)	カンピロバクター	香川県
4	令和5年9月18日	飲食店(9月15日の食事)	カンピロバクター	広島県
5	令和5年9月13日	飲食店(9月10日の食事)	カンピロバクター	大阪府
6	令和5年9月18日	飲食店(9月18日の弁当)	ウエルシュ菌	兵庫県
7	令和5年9月23日	飲食店(9月23日の弁当)	ノロウイルス	兵庫県
8	令和5年9月12日	飲食店(9月9日の食事)	カンピロバクター	東京都
9	令和5年9月24日	飲食店(9月24日の食事)	ノロウイルス	岐阜県
10	令和5年9月3日	飲食店(9月2日の食事)	カンピロバクター	愛知県

(3) 事故情報(指定成分等含有食品健康被害情報)

	症状発現日	指定成分等	主な症状(自己申告を含む)
1	令和5年2月頃	コレウス・フォルスコリー	左記指定成分等を含む健康食品を摂取後、腸のあたりが痛むようになり、食事量も少なくなり、便も細くなった。
2	摂取開始1週間位	コレウス・フォルスコリー	左記指定成分等を含む健康食品を摂取後、かゆみ・発疹、皮膚にブツブツができ、真っ赤になり、摂取し続けたら湿疹が出てきて皮膚が乾燥しボロボロになってきた。
3	不明	コレウス・フォルスコリー	左記指定成分等を含む健康食品を摂取後、最近尿に血が混ざったように真っ赤になっていることに気が付いた。
4	令和4年12月30日(頃)	プエラリア・ミリフィカ	左記指定成分等を含む健康食品を摂取後、月経不順。

(注)上表は、厚生労働省ウェブサイト「指定成分等含有食品(健康被害情報)」での公表を基に、消費者事故の内容を取りまとめたものです。

2. リコール・自主回収情報

(1) リコール・自主回収情報(食品関係)

	製品名等	届出内容
1	キムチ	異物(硬い物質)混入の可能性。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月11日)
2	惣菜(炒めもの)	アレルギー(かに、大豆)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月20日　販売地域:山梨県　クラス分類:CLASSⅠ)
3	惣菜(天ぷら)	アレルギー(えび)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月23日　販売地域:三重県　クラス分類:CLASSⅠ)
4	さけ(刺身)	アレルギー(さけ)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月21日　販売地域:福岡県　クラス分類:CLASSⅠ)

5	惣菜(天ぷら)	アレルギー(えび)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月23日　販売地域:大阪府　クラス分類:CLASSⅠ)
6	巻き寿司	アレルギー(卵)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月24日　販売地域:大阪府　クラス分類:CLASSⅠ)
7	海藻加工品	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月21日　販売地域:香川県)
8	調理パン	アレルギー(卵)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月23日　販売地域:愛知県、岐阜県、三重県　クラス分類:CLASSⅠ)
9	くん製	クロストリジウム属菌を検出。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月11日)
10	煮豆(計4件)	冷蔵品を常温で販売。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月19日　販売地域:東京都)
11	生鮮魚介類(計5件)	冷蔵品を常温で販売。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月25日　販売地域:神奈川県)
12	惣菜(サラダ)	賞味期限切れ食材(ドレッシング)を同封して販売。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月25日)
13	ジャム(びん詰)	カビ発生。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月25日　販売地域:三重県)
14	焼菓子(計2件)	カビ発生。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月19日　販売地域:鹿児島県)
15	焼菓子	アレルギー(小麦、卵、乳、大豆)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月23日　販売地域:大阪府　クラス分類:CLASSⅠ)
16	焼菓子(計2件)	アレルギー(卵)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月25日　販売地域:青森県　クラス分類:CLASSⅠ)
17	牛肉	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月24日　販売地域:大分県)
18	惣菜(コロッケ)	アレルギー(卵、鶏肉)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月25日　販売地域:東京都　クラス分類:CLASSⅠ)
19	梅干(計3件)	はちみつを使用した商品に、別商品の表示を貼付。 (自主回収に着手した年月日:令和5年8月17日)
20	焼菓子(計2件)	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月15日　販売地域:兵庫県)
21	蒲鉾(計2件)	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月24日　販売地域:東京都)
22	そば	アレルギー(えび、そば、さば)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月25日　販売地域:埼玉県　クラス分類:CLASSⅠ)
23	和菓子	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月26日　販売地域:福岡県)
24	魚介類加工品(いか)　他(計3件)	アレルギー(小麦、乳、アーモンド、いか、大豆)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月24日　販売地域:大阪府、奈良県、兵庫県　クラス分類:CLASSⅠ)
25	菓子	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月24日　販売地域:大阪府)
26	洋菓子	冷蔵品を常温で販売。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月26日　販売地域:福岡県)
27	調理パン	アレルギー(えび)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月26日　販売地域:大阪府　クラス分類:CLASSⅠ)
28	ふりかけ	賞味期限表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月20日　販売地域:島根県、鳥取県)
29	ソーセージ(計2件)	異物(金属片)混入の可能性。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月26日　クラス分類:CLASSⅠ)
30	馬肉	成分規格不適合(大腸菌群)。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月28日　販売地域:山形県)
31	ニガカシュウのむかご	食用ではないニガカシュウのむかごを誤って販売。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月27日　販売地域:高知県　クラス分類:CLASSⅠ)
32	惣菜(焼きそば)	アレルギー(落花生、ごま)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月25日　販売地域:千葉県　クラス分類:CLASSⅠ)
33	魚肉練り製品	アレルギー(えび、豚肉)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月26日　販売地域:愛知県、静岡県　クラス分類:CLASSⅠ)

34	惣菜(ヒレカツ)	アレルギー(乳)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月26日　販売地域:神奈川県　クラス分類:CLASSⅠ)
35	惣菜(エビカツ)	アレルギー(えび)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月21日　販売地域:静岡県　クラス分類:CLASSⅠ)
36	惣菜(えび料理)	アレルギー(えび、卵)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月26日　販売地域:神奈川県　クラス分類:CLASSⅠ)
37	菓子パン(計2件)	アレルギー(落花生、ごま、りんご)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月26日　販売地域:神奈川県　クラス分類:CLASSⅠ)
38	弁当	アレルギー(えび、牛肉、鶏肉、もも)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月28日　販売地域:長野県　クラス分類:CLASSⅠ)
39	魚介類加工品(いか)	カビ発生。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月28日)
40	しらす	フグ混入。 (自主回収に着手した年月日　令和4年9月28日　販売地域:埼玉県　クラス分類:CLASSⅠ)
41	魚肉練り製品	粘着物質の発生等外観不良及び異臭発生の可能性。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月26日　販売地域:山口県、広島県、福岡県)
42	惣菜(鶏肉料理)	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月28日　販売地域:東京都)
43	ハム	賞味期限表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月12日)
44	惣菜(計2件)	アレルギー(卵、牛肉)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月20日　クラス分類:CLASSⅠ)
45	弁当	アレルギー(さば)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月28日　販売地域:東京都　クラス分類:CLASSⅠ)
46	豚肉	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月29日　販売地域:京都府)
47	豚肉(計11件)	スルファメトキサゾールを検出。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月29日)
48	調味料(計2件)	アレルギー(乳)表示等の食品表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和5年9月30日　販売地域:千葉県　クラス分類:CLASSⅠ)

(注)消費者庁への消費者事故等の通知時において、厚生労働省ウェブサイト「食品リコール公開回収事案検索」の「健康への危険性の程度」欄が「CLASSⅠ」とされている場合はその旨を記載しています。なお、「CLASSⅠ」の程度はそれぞれ次のとおりです。

①食品衛生法:喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い

②食品表示法:喫食により直ちに消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性が高い

(2) リコール・自主回収情報(食品関係以外)

	製品名等	届出内容
1	普通乗用自動車(マクラーレン　マクラーレン600LT クーペ　他)	普通乗用自動車(冷却水ホース)のリコール。(外-3663) エンジンとラジエーター間の冷却水ホース接続部の設計が不適切であるため、高負荷運転時(サーキット走行など)に接続部から冷却水が漏れる可能性がある。最悪の場合、冷却水がエンジン高温部分にかかり、火災になる可能性がある。
2	普通乗用自動車(ニッサン　セレナ　他)	普通乗用自動車(電気装置)のリコール。(5379) アイドリングストップ機能なし車のオルタネータ(発電機)において、プーリーの内部機構(ワンウェイクラッチ)に封入されているグリスの耐熱性能が不足していたため、使用過程でグリスが熱劣化しプーリーのワンウェイクラッチが摩耗することで破損することがある。そのため、異音の発生や充電警告灯が点灯し、そのまま使用を続けるとプーリーが空転して発電不良となりエンジンが停止するおそれがある。また、空転したプーリーが摩擦熱により高温になった状態でシャフトから抜けて、エンジンルーム内に脱落し周辺部品の可燃物に接触すると、最悪の場合、火災に至るおそれがある。
3	普通乗用自動車(ニッサン　アリア)	普通乗用自動車(電気装置)のリコール。(5380) 駆動モータを制御しているインバータにおいて、駆動モータの異常判定プログラムが不適切なため、駆動モータの不要な異常判定を行うことがある。そのため、コンビネーションメータにEVシステム警告メッセージを表示するとともに、駆動モータ出力を停止させることで、走行できなくなるおそれがある。
4	普通乗用自動車(ニッサン　アリア)	普通乗用自動車(電気装置)のリコール。(5381) 12Vバッテリから12Vサブバッテリ間の回路接続制御を行っているパワーネットワークセパレート(PNS)リレーにおいて、開発時に電源電圧変動時の制御プログラムにおける評価が不十分であったため、12Vバッテリの電圧が低い状態でパワーオンすると、PNSリレーがオフとなり、12Vサブバッテリへの電源が供給されなくなることがある。そのため、その状態で走行を継続すると12Vサブバッテリの電圧が低下することによりコンビネーションメータ警告灯が点灯し、最終的には一度車両を停止させると再度READY ON出来なくなるおそれがある。

5	普通乗用自動車（ボルボ　ボルボ XC60　他）	普通乗用自動車（緩衝装置）のリコール。（外-3669） リアサスペンションのリーフスプリングにおいて、製造機器の設定が不適切なため、強度が不足しているものがある。そのため、悪路等を走行することによりリーフスプリングが折損し、リアの車高低下や走行中に異音が発生するおそれがある。
6	普通乗用自動車（メルセデス・ベンツ　CLA200d　他）	普通乗用自動車（原動機）のリコール。（外-3679） エンジンのブローバイガス還元装置において、オイルセパレータの設計が不適切なため、ブローバイガスの中に含まれるオイル成分が吸気系に流入してエアマスメータに付着し堆積することがある。そのため、正確な吸入空気量が測定できなくなることでエンジン警告灯(MIL)が点灯して出力が低下し、最悪の場合、エンジンがフェイルセーフモード(低速一定回転)になり、排出ガスが基準値を超えるおそれがある。
7	普通乗用自動車（メルセデス・ベンツ　C220d　他）	普通乗用自動車（原動機）のリコール。（外-3680） エンジンコントロールユニットにおいて、制御プログラムが不適切なため駐車中にエンジンフードに当たる日射しの影響を受けて、温度センサが故障していると誤って自己診断することがある。そのため、エンジン警告灯(MIL)が点灯し、最悪の場合、エンジンがフェイルセーフモード(低速一定回転)になり、排出ガスが基準値を超えるおそれがある。
8	普通乗用自動車（メルセデス・ベンツ　C200ステーションワゴン　他）	普通乗用自動車（電気装置）のリコール。（外-3681） エンジンルーム内の48Vアース配線において、製造時の組付けが不適切なため、ボディーアースのターミナルポイントにナットが規定トルクで締め付けられていないものがある。そのため、走行時の振動等で当該ナットが緩み電気抵抗が増加して、発熱することで周囲の部品が溶損し、最悪の場合、火災に至るおそれがある。
9	普通乗用自動車（メルセデス・ベンツ　C200　他）	普通乗用自動車（電気装置）のリコール。（外-3685） エンジンルーム内や床下の12V, 48Vアース配線において、製造時の組付けが不適切なため、ボディーアースのターミナルポイントにナットが規定トルクで締め付けられていないものがある。そのため、走行時の振動等で当該ナットが緩み電気抵抗が増加して、発熱することで周囲の部品が溶損し、最悪の場合、火災に至るおそれがある。
10	普通乗用自動車（メルセデス・ベンツ　C200 4MATIC　他）	普通乗用自動車（電気装置）のリコール。（外-3686） トランスミッションの配線において、配線の製造指示が不適切なため、設計上必要な長さ以上の長さがあり、配線が前輪のプロペラシャフトと干渉して被覆が摩滅し、短絡や断線が発生することがある。そのため、トランスミッションに関する警告灯が点灯し、最悪の場合、走行不能に至るおそれがある。
11	普通乗用自動車（メルセデス・ベンツ　S500 4MATIC　他）	普通乗用自動車（電気装置）のリコール。（外-3687） エンジンルームのメインフューズボックス内の配線において、製造時の組付けが不適切なため、ターミナルポイントのナットが規定トルクで締め付けられていないものがある。そのため、走行時の振動等で当該ナットが緩み電源が遮断されることで走行不能になるほか、電気抵抗が増加して発熱することで周囲の部品が溶損し、最悪の場合、火災に至るおそれがある。
12	普通乗用自動車（メルセデス・ベンツ　E200　他）	普通乗用自動車（電気装置）のリコール。（外-3688） マルチモードレーダーコントロールユニットにおいて、制御プログラムが不適切なため、アクティブブラインドスポットアシストの機能の一部である降車時警告機能が作動しない。そのため、後方から接近する自動車等の障害物に対してドアを開けた際に警報できず、衝突の危険性が高まる可能性がある。
13	普通乗用自動車（メルセデス・ベンツ　E350de　他）	普通乗用自動車（電気装置）のリコール。（外-3689） プラグインハイブリッド車のパワーエレクトロニクスにおいて、作業指示が不適切なため保護材が装着されておらず、配線がアンダーボディーパネルと干渉して被覆が摩滅し、断線することがある。そのため、高電圧システムに関する警告メッセージが表示され高電圧システムが停止することで排出ガス量の増加等の不具合が発生し、最悪の場合、エンジンが始動できなくなり走行不能に至るおそれがある。
14	普通乗用自動車（メルセデス・ベンツ　EQS450+　他）	普通乗用自動車（座席ベルト）のリコール。（外-3690） 後席のシートベルトバックルにおいて、製造時の組付けが不適切なため、取付けボルトが規定トルクで締め付けられていないものがある。そのため、走行時の振動等で当該ボルトが緩み、事故等で衝突した際に外れることで、最悪の場合、乗員が負傷するおそれがある。
15	普通乗用自動車（メルセデス・ベンツ　E220d　他）	普通乗用自動車（原動機）のリコール。（外-3691） エンジンのカムシャフトタイミングチェーンにおいて、設計が不適切なため、アイドルでの使用が長い等、特定の使用環境下において耐久性が不足している。そのため、使用過程で摩耗が進み破断してエンジンストールが発生し、走行不能に至るおそれがある。
16	普通乗用自動車（ジープ　グランドチェロキーL 他）	普通乗用自動車（かじ取り装置）のリコール。（外-3694） かじ取り装置において、製造管理が不適切なため、ステアリングシャフトがギヤボックス接続部の所定位置まで挿入されない状態で組立てられたものがある。そのため、接続部の固定が不十分となり、そのままの状態で使用を続けるとステアリングシャフトが外れ、操舵不能になるおそれがある。
17	普通乗用自動車（ジープ　グランドチェロキーL 他）	普通乗用自動車（緩衝装置）のリコール。（外-3695） 緩衝装置において、製造管理が不適切なため、リヤコイルスプリングの組付けが不十分なものがある。そのため、そのまま使用を続けるとコイルスプリングが脱落して車高が低下し、走行安定性が損なわれ、脱落した部品によって、他の交通の安全が損なわれるおそれがある。
18	普通乗用自動車（ジープ　グランドチェロキーL）	普通乗用自動車（尾灯）のリコール。（外-3696） リアコンビネーションランプにおいて、製造工程で尾灯のLED が損傷したものがあり、車両使用過程で損傷個所が断線し、尾灯が点灯しなくなるおそれがある。

3．留意事項

これらは、消費者安全法の規定に基づく通知内容の概要であり、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

「2．リコール・自主回収情報（(2)リコール・自主回収情報（食品関係以外））」の届出内容欄のリコール情報等における（　）内の数字は、リコール届出番号、改善対策届出番号です。

消費者安全調査委員会（消費者庁）に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、登録後、事故情報データバンク(URL：https://www.jikojoho.caa.go.jp)で「消費者事故等（2023年10月5日公表分）」をフリーワードに入力すると検索可能になります。

＜本件に関する問い合わせ先＞
消費者庁消費者安全課　三宅、石井
TEL：03(3507)9263（直通）
URL：https://www.caa.go.jp/